租税特別措置等に係る政策の事前評価書

祖仇付別担しずにはる以来の争削計画者				
1	政策評価の対象とした政策	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(生産工程効率化等設備		
	の名称	を取得した場合の特別償却又は税額控除)の延長等		
2	対象税目 ① 政策評価の	(法人税:義)(国税 27)		
	対象税目	(法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税		
		31)		
	② 上記以外の	(所得税:外)(国税 27)		
	税目			
3	要望区分等の別	【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】		
4	内容	《現行制度の概要》		
		産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と		
		付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除		
		(中小企業者等の場合は最大 14%)又は 50%の特別償却を措置。		
		《要望の内容》		
		・適用期限を2年間延長する。(令和9年度末まで)		
		・2050年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後		
		押しするため、要件の見直しを図る。		
		《関係条項》		
		所得税		
		租税特別措置法第十条の五の五		
		租税特別措置法施行令第五条の六の五		
		租税特別措置法施行規則五条の十二の二		
		法人税		
		租税特別措置法第四十二条の十二の六		
		租税特別措置法施行令第二十七条の十二の六		
		租税特別措置法施行規則第二十条の十の二		
5	担当部局	経済産業省 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室		
6		評価実施時期:令和7年8月		
J	象期間	分析対象期間:令和3年度~令和6年度		
7	割設年度及び改正経緯	令和3年度 創設		
,	们以干汉 从 0°以止柱师	〒和3千度 剧設 令和6年度 延長、拡充(炭素生産性等の要件や対象資産の見直し、		
		中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化)		
8	適用又は延長期間	2年間延長(令和9年度末まで)		
9	必要性 ① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》		
	等びその根拠	化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する		
		GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減(2013 年度比)、		
		2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向		
		けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入		
		を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い		

				投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、 産業競争力を強化する。
				《政策目的の根拠》
				第 203 回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説(令和2年 10
				月 26 日)において、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現
				を目指すことが宣言されている。
				地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)において、「2050
				年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを
				2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け て挑戦を続けていく。」ことが決定。
		(2)	政策体系に	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素
		0	おける政策目的の位置	成長型経済構造への円滑な移行の推進
			付け	○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月
				18日)
				2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据え
				た研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に
				向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このた
				め、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。
				具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削
				減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の
				生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。
		3	租税特別措	生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対し
			置等により	て租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させてい
			達成しようと	く。
			する目標	
		4	政策目的に	2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据え
			対する租税	た研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に
			特別措置等	向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このた
			の達成目標	め、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。
			実現による	
			寄与	
10	有効性	1	適用数	〇実績
	等			特別償却
				令和3年度∶0件
				令和4年度∶2件
				令和5年度∶2件
				令和6年度∶0件
				税額控除
				位銀程隊 令和3年度∶6件
				〒和3千度: 0仟 令和4年度: 51 件
				令和5年度:84 件
				令和6年度:5件
				иц∪т∕Д.УП

	〇見込み
	特別償却
	令和7年度∶0件
	令和8年度∶1件
	令和9年度:1件
	 税額控除
	令和7年度∶6件
	令和8年度:6件
	令和9年度:6件
	【算定根拠】
	・令和3年度~令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関
	する報告書
	プロサロ目 ・令和6年度:事業適応計画の実施状況報告書
	・令和7年度:令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推
	計
	│ "
	平均、税額控除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計
◎ 冷田姫	→ 中均、抗磁性体は中和/ 平度と同性度の美積を免込んで推訂 ○実績
②適用額	
	特別償却 全和6年度 6倍円
	令和3年度:0億円 ◆和4年度:40億円
	令和4年度:12 億円 ◆和5 年度:0.4 億円
	令和5年度:0.4 億円 ◆和6年度:0.6円
	令和6年度:0億円
	14 克 梅 10
	税額控除
	令和3年度:0.9 億円
	令和4年度:45 億円 ◆和5 年度:40 億円
	令和5年度:102 億円 ◆和5年度:0.0 億円
	令和6年度:0.3 億円
	0877
	特別償却
	令和7年度:0億円
	令和8年度:3億円 ◆450 年度:0.00円
	令和9年度:3億円
	TV
	税額控除
	令和7年度:27 億円
	令和8年度:27 億円
	令和9年度:27 億円
	February III In T
	【算定根拠】
	・令和3年度~令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関
	する報告書
	・令和6年度:事業適応計画の実施状況報告書
	・令和7年度∶令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推
	計 ************************************
	・令和8年度・令和9年度∶特別償却は令和3年度~令和6年度実績の

	平均、税額控	除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計
③ 減	収額 ○実績 ●法人税 特別償却 令和3年度:0 令和4年度:3 令和5年度:0	億円
	令和6年度∶0	
	税額控除 令和3年度:0 令和4年度:4 令和5年度:1 令和6年度:0	5 億円 02 億円
	●法人住民税特別償却 令和3年度:0 令和4年度:0 令和5年度:0	億円 2 億円 01 億円
	税額控除 令和3年度:0 令和4年度:3 令和5年度:7 令和6年度:0	億円 億円
	○見込み ●法人税 特別償却 令和7年度:0 令和8年度:0	7 億円
	税額控除 令和7年度:2 令和8年度:2 令和9年度:2	7 億円
	●法人住民税 特別償却 令和7年度:0 令和8年度:0	億円 05 億円
	税額控除 令和7年度:2	億円

令和8年度:2億円 令和9年度:2億円 【算定根拠】 ・令和3年度~令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関 する報告書(特別償却額は適用額に法人税率 23.2%を乗じて推計) 令和6年度:事業適応計画の実施状況報告書 ・令和7年度:令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推 - 令和8年度・令和9年度:特別償却は令和3年度~令和6年度実績の 平均、税額控除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計 ・法人住民税は、法人税の減収額に法人住民税率7%を乗じて算出 ・法人事業税は、法人の所得に基づき算定されるため、本税では把握 ④ 効果 《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと する目標(9③)の実現状況》 2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約10億1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%(約 4,490 万トン)の減少、2013 年度 比では 27.1%(約3億7,810万トン)の減少。過去最低値を記録し、 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 環境省報道発表資料「2023年度の我が国の温室効果ガス排出量及 び吸収量について(2025年4月25日)」 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別 措置等の直接的効果》 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入といっ た脱炭素化投資を促進していくことで、エネルギー起源 CO2 排出量の 減少に寄与していく。 定量的な分析としては、以下のとおり。 〇実績 令和3年度~令和5年度までの認定案件(157件)において、約150万 t-CO2 の削減効果があった。(精査中) ○見込み 令和6年度の認定案件(11件)と令和7年度の認定見込み案件(14 件)において、これまでの実績と同程度と仮定すると、約24万t-CO2 の削減効果が見込まれる。(精査中) 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 事業適応計画の申請書及び実施状況報告書 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

		5	税収減を是認する理由	本措置が講じられることにより、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、足下の生産工程等の脱炭素化を促進することができる。
			等	た 1 の工圧工任寺の旅灰糸化を促進することができる。
11	相当性	1	租税特別措 置等による べき妥当性 等	本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。
		2	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	2030 年度温室効果ガス 46%削減及び 2050 年カーボンニュートラルの実現という野心的な目標を達成するためには、予算、税制、規制等あらゆる政策を動員する必要がある。これまで、例えば、予算措置であれば、グリーンイノベーション基金を活用した CO2削減等に資する技術・製品等の研究開発・実証等を支援しているほか、省エネルギー投資促進支援事業費補助金では省エネ性能の高い設備への更新等にかかる経費の一部を補助している。令和3年度に措置された「カーボンニュートラル投資促進税制」は、予算措置と異なり、一定の要件を満たす企業であれば、税制の適用を受けることができるため、より広範囲の企業の脱炭素化に向けた取組を促進している。なお、本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		3	地方公共団 体が協力す る相当性	本措置によって、企業の脱炭素化投資が加速した場合、地域経済の活性化にも寄与していくものと考えられる。
12	2 有識者の見解			_
13	13 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			令和 5 年 8 月(R5 経産 06)